（苦情の処理）
第15条　理事長は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指定するものとする。
（特定調達契約に関する統計）
第16条　理事長は、農林水産省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、農林水産省に送付するものとする。

附　則　略

附　則（平成14年10月11日14農環研第469号）　略

附　則（平成18年３月31日17農環研第880号）　略

附　則（平成26年２月12日25農環研第021205号）

１　この規程は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

２　この規程は、この規程の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

## 政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続きの改正を次のとおり公表する。

平成26年４月４日

独立行政法人日本貿易保険

◎調達機関番号　543　◎所在地番号　13

政府調達事務規則に関する規定

（趣旨）
第１条　この規則は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、独立行政法人日本貿易保険（以下「法人」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し必要な事項を定め、もって契約事務の適正な運営を図ることを目的とする。

（定義）
第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　物品　物品管理規則（01―一般―00019）第２条の物品及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。
二　役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（本規則において「建設工事」という。）をいう。
三　調達契約　物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達のため締結される契約（当該物品等以外の物品等の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。
四　一連の調達契約　特定の需要に関する一の物品等又は同一の種類の二以上の物品等の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。
（適用範囲）
第３条　この規則は、法人の締結する調達契約であって、当該契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。
一　物品の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）（以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
二　役務のうち建設工事の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
三　役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
四　役務のうち前二号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

２　前項の予定価格は、調達契約に関してその総額が定められる場合にあってはその総額とし、単価が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達すべき数量を乗じた額とする。ただし、一連の調達契約にあっては、当該契約により調達すべき物品等の予定価格の合計額とする。
（一般競争契約）
第７条　法人は、特定調達契約を一般競争に付そうとする時は、当該競争の入札書の提出締切日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮することができる。

２　法人は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しなかった場合において、改めて入札に付そうとする時は、前項ただし書きの期間の短縮を行うことができない。

（公告事項）
第８条　前条第１項の公告（以下単に「一般競争公告」という。）は、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
一　競争に付する契約の内容（当該契約が協定の適用を受ける旨を含む。）
二　契約の方法の別及び競争参加資格に関する事項
三　競争執行の場所及びその日時
四　入札保証金に関する事項
五　一連の調達契約にあっては、当該契約のうち一の契約による調達後に調達が予定される物品等の名称、数量及び当該調達の一般競争公告の予定時期
六　日本貿易保険契約事務取扱規則第11条第４項の規定による申請の時期及び場所
七　入札説明書の交付に関する事項
八　落札者の決定の方法
九　その他必要な事項
十　特定調達契約に関する事務の担当者（以下「契約担当者」という。）の氏名、その所属する部等の名称及び所在地

２　前項第１号、第３号、第５号、第６号及び第10号の事項については、併せて英語による記載も行わなければならない。

３　法人は、一般競争公告において、競争参加資格のない者の行った入札及び入札条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。
（特定調達契約に関する統計）
第21条　日本貿易保険の長は、経済産業省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、経済産業省に送付するものとする。

附　則

この規則は、平成13年４月１日から実施する。

附　則

この規則は、平成21年７月１日から実施する。

附　則

この規則は、平成23年７月１日から実施する。

附　則

１　この規則は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から実施する。

附　則

２　この規則は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。